



今年の4月から、愛知県弁護士会の副会長を務めています。任期は平成31年3月末までです。

弁護士会副会長の仕事は、弁護士会の各委員会の行う事業などについて、予算を決めたり、他機関との協議や折衝をしたり、会内の調整をしたりなど、といったことが主な業務です。

弁護士会は、弁護士法1条の理念である、基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命を実現するための活動を行っています。最近の私の担当委員会で行ったことの例としては、企業向け研修会・相談会、IR法案に関するシンポジウム、外国人の子どもの教育に関するシンポジウム、医療的ケアが必要な

子どもたちの教育に関するシンポジウム、行政職員向けセミナー、オウム真理教関連死刑囚の死刑執行に関する会長声明、最低賃金引き上げに関する会長声明などです。そのほかにも、数多くのシンポジウム、研修会、相談会などがあり、副会長の担当する業務は多岐にわたります。

平成10年に弁護士登録し、弁護士生活も20年を経過しました。1年間、これまでとは違った角度から違う性質の業務を行うことで、今後の弁護士業務の幅となり、依頼者・相談者の皆様に、これまで以上にクオリティーの高い法的サービスができるよう、3月まで残り任期を全うしたいと思っております。

副会長を務めるにあたって

弁護士 西山一博

ご存じですか？①

同一労働同一賃金の原則

- 1** 平成25年に高齢者雇用安定法が改正されたことにより、経過措置はありますが、65歳までの定年の引き上げや継続雇用などの制度を導入することが義務付けられました。これに加え、厚生労働省は、高年齢者が年齢にかかわりなく働くことができる企業の拡大を目標に、高年齢者雇用対策を行っています。
- 2** これらを受けて、定年延長や、再雇用などを取り入れていく企業が増えており、現在の社会の流れといえるでしょう。そのため、今後はより広く再雇用などを取り入れていく企業もあるかもしれません。
- 3** もっとも、再雇用を取り入れるとしても、職務の内容等が同じであれば、より安い賃金で再雇用することは原則できません。「**同一労働同一賃金**」があるからです。
- 4** これに関し、平成30年6月1日に最高裁で2件の判決が出ました。別の事案なので、判断内容も異なりますが、有期契約労働者と無期契約労働者について、給与面等で違いがある場合に、それぞれ、その違いを有効とした部分と無効とした部分があり、合理的な違いといえる範囲を示した重要な参考判例といえます。
- 5** これらの裁判例を参照して「同一労働同一賃金」の趣旨に沿ったものであるかどうかを再確認する必要があるでしょう。

ご存じですか？②

交通事故における後遺障害認定



交通事故の被害に遭い、ケガをした場合に完治せず、残念ながら後遺障害が残る場合があります。

1 治療費はいつまで支払われる？

治療費は、「治癒(ちゆ)」もしくは「症状固定」時まで支払われます。「治癒」というのは、痛みなどの症状がなくなった時なので、比較的その時期に関して問題になりにくいのですが、「症状固定」とは、これ以上症状が良くも悪くもならない状態になった時、ということで、あくまで症状はなくなっていない段階なので、症状が固定したか否かは判断が微妙な面があり、被害者としては納得しづらい場合があります。

2 後遺障害認定

症状固定した場合、通常、自動車損害率算定機構による後遺障害認定を受けることになります。後遺障害認定には1級から14級まであります。

例えばむち打ち症の場合、12級か14級ということになるのですが、異常が画像に写っている場合が12級になり、そうでない場合は14級にあたるかどうかの問題となります。しかし、画像に写っていないので、14級にあたるかどうかは微妙な判断となります。

3 対応はどうしたらよいの？

治療費の打ち切り時期や後遺障害認定について問題となった場合、あるいは、問題になる前に、弁護士に相談してください。通常、示談の際に保険会社が提示する損害額は、法律的な適正額より低額であることから、打ち切りや後遺障害認定の問題がなくても、何が正しいのかを知って対応を考える必要があります。

したがって、示談額のことも含め、弁護士に相談すべきといえます。また、弁護士に相談するタイミングは、必ずしも示談の時や、治療費の打ち切りの時まで待つ、ということではなく、特に治療費の打ち切りの問題に備え、早期に一度弁護士に相談して、今後の対応を頭に入れておいた方が良いことが多いと思います。

当事務所では、交通事故の被害者の方から、無料電話相談を含めて事務所開設以来700件を超える数多くのご相談に対応しております。相談のみのお問い合わせでもまったくかまいません。どうぞお気軽にお問い合わせください。



西山・下出法律事務所

弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平 弁護士 山元 隆一郎

TEL052-957-1106 info@lwo.jp <http://www.lwo.jp>

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目 2 番 22 号名城ビル 6F

執務時間 9:30~18:00 土・日・祝日休

